

No.	該当資料	確認したい内容・その背景・主旨	回答
1	質問回答No. 9	枯らし期間、開館準備業務の工夫等により、開館（供用開始）日を令和6年度前半とするような提案は評価されるでしょうか。	供用開始日に関するスケジュールについては、令和元年8月21日に公表した鳥取県立美術館整備運営事業の入札説明書等に関する質問への回答（第2回目）のNo. 9をご参照ください。なお、参考として、現時点で県が想定するスケジュールを次のとおりお示しします。 ・令和6年夏 枯らし期間終了 ・令和6年秋～ 収蔵品等の移転作業開始（概ね3～4ヶ月の間で移転作業を実施） ・令和7年春 供用開始（令和6年度中）
2	質問回答No. 9	躯体と仕上げ材の枯らし期間について 「該当工事のそれぞれが完了した時点で枯らしを開始し、美術品の収蔵を開始するまで」また、美術品収蔵開始日は「県と別途協議」と回答いただいておりますが、収蔵開始日を具体的にご教示いただけませんかでしょうか。	供用開始日に関するスケジュールについては、令和元年8月21日に公表した鳥取県立美術館整備運営事業の入札説明書等に関する質問への回答（第2回目）のNo. 9をご参照ください。なお、参考として、現時点で県が想定するスケジュールを次のとおりお示しします。 ・令和6年夏 枯らし期間終了 ・令和6年秋～ 収蔵品等の移転作業開始（概ね3～4ヶ月の間で移転作業を実施） ・令和7年春 供用開始（令和6年度中）
3	質問回答No. 9	開館予定日に1年間の幅があり、維持管理・運営業務費の見込み額に影響します。 公平を期すためにも、提案上のルールとして統一の想定開館時期を設定いただけますでしょうか。	供用開始日に関するスケジュールについては、令和元年8月21日に公表した鳥取県立美術館整備運営事業の入札説明書等に関する質問への回答（第2回目）のNo. 9をご参照ください。なお、参考として、現時点で県が想定するスケジュールを次のとおりお示しします。 ・令和6年夏 枯らし期間終了 ・令和6年秋～ 収蔵品等の移転作業開始（概ね3～4ヶ月の間で移転作業を実施） ・令和7年春 供用開始（令和6年度中）
4	質問回答No. 26	「事業者選定プロセスを理解」及び「協力する姿勢」を評価するにあたっては、どのような尺度を使われ、審査員にはどのような形で報告がなされるかご教示下さい。	今回の重点対話の資料や対話の概略については、既に審査会委員に報告しており、審査会委員からの質問も受け付けた上で、第2回重点対話に向けて準備しております。 審査会委員は、上記報告も参照しながら、事業者から提出いただいた資料の内容等により、落札者決定基準「第5（5）」に記載のとおり、「事業者選定プロセスを理解し、重点対話を通じて協力する姿勢が見られたか」について、加点評価します。
5	質問回答No. 28	この対話の回答は「質疑回答形式で公表」とのことですが、HPで公表でしょうか。また、いつでしょうか。公表前に公開可否の確認の機会を設けていただくとお願いいたします。	全体に公表すべき内容についてはホームページで公表します。なお、対話と回答の内容については、公平性の観点から、公表する必要があると県が判断したものに限り、全体に周知する旨をあらかじめ事業者を確認します。
6	質問回答No. 43	公開プレゼンテーションには審査員も出席とのことですが、その場では審査員からの質問もないということでしょうか。	県民参加型公開プレゼンテーションにおいては審査員からの質問は行わないこととします。なお、公開プレゼンテーション当日の午後に審査員による事業者ヒアリングを行う予定としていますが、加えて、提案書提出後の令和元年12月中旬頃に、提案書に関する審査員からの質問をあらかじめとりまとめてご回答いただくことを検討しています。 今後も、入札参加者の皆様のご意見等も反映しながら検討を進め、詳細については改めてお知らせするとともに、後日、「鳥取県立美術館整備運営事業県民参加型公開プレゼンテーション等開催要領」を県ホームページで公表します。
7	質問回答No. 46	午後の事業者ヒアリングの参加者は、重点対話と同様に各グループとも15名以上とさせていただきますでしょうか。	事業者ヒアリングについては、令和元年8月9日の鳥取県立美術館整備運営事業の入札説明書等に関する質問への回答の公表において「鳥取県立美術館整備運営事業県民参加型公開プレゼンテーション等開催要領（素案）」をお示ししたとおりですが、今回のご要望を受け、入札参加者で事業者ヒアリングへ参加する人数を15名以内とします。今後も、入札参加者の皆様のご意見等も反映しながら検討を進め、詳細については改めてお知らせするとともに、後日、「鳥取県立美術館整備運営事業県民参加型公開プレゼンテーション等開催要領」を県ホームページで公表します。
8	質問回答No. 78	「また」以下で追加された部分では、維持管理及び運営の履行を保証するための保険等も新たに求められていますが、維持管理・運営の履行保証まで求められるケースは一般的とは言えないように思いますが、いかがでしょうか。	ご指摘を踏まえ、事業契約書（案）第11条を以下のとおり訂正します。なお、併せて、質問回答No. 540もご参照ください。 第11条 事業者は、本施設の設計及び建設の履行を保証するため、本契約の締結と同時に、本施設の引渡しまでの間、次の各号に掲げるいずれかの方法による保証を付さなければならない。ただし、第5号の場合においては、事業者が別途定める履行保証保険契約を締結した後、又は建設企業、設計企業若しくは工事監理企業をして別途定める履行保証保険契約を締結せしめた後、県を被保険者としたときは、直ちにその保険証券を県に提出しなければならない。また、事業者、建設企業、設計企業若しくは工事監理企業を被保険者とした場合は、事業者の負担により、その保険金額請求権に、本契約に定める違約金支払債権を被担保債権とする質権を県のために設定しなければならない。 （1）契約保証金の納付 （2）契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供 （3）本施設の整備に係る業務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する銀行又は県が確実と認める金融機関若しくは保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。）の保証 （4）本施設の整備に係る債務の履行を保証する工事履行保証証券による保証 （5）本契約に定める債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結 2 前項に定める保証の金額が、本施設の設計及び建設の履行を保証するときは、本事業のサービス対価のうち設計・建設業務に係る金額の100分の10以上に相当する金額とする。
9	質問回答No. 78	8月21日の追加回答で、維持管理・運営業務対価の100分の10以上の保証を入れる条項が追加になりましたが、維持管理・運営業務の保証はPFIでは一般的ではないものと思料します。維持管理・運営業務の履行保証保険は保険会社が引き受けにくく、また保証金額が高額で、入札価格上昇に繋がる恐れがありますので、この条項の削除をご検討いただけませんか。 内閣府のPFIガイドラインである「契約に関するガイドライン」P. 114でも「維持・管理、運営業務について履行保証保険の付保を求めるなどの措置・・・は、選定事業者の資金調達の可能性や資金調達費用に影響を与える点にも留意が必要である。」とあります。 8月21日の追加回答で、維持管理・運営業務対価の100分の10以上の保証を入れる条項が追加になりましたが、一方で、維持管理・運営期間中の違約金が事業契約書（案）第91条で「解除が生じた事業年度のサービス対価の100分の10に相当する額」と定められておりますので、履行保証の金額についても同じ条件としていただけませんか。 内閣府のPFIガイドラインである「契約に関するガイドライン」P. 126においても、「維持・管理及び運営業務の履行保証保険を選定事業者に参加させる場合、その付保期間を1年間とし、毎年更新すること、填補限度額を一事業年度の維持・管理費及び運営費に相当する額の100分の10以上を保険金額とすることを義務付ける場合もある。」とされています。	ご指摘を踏まえ、事業契約書（案）第11条を以下のとおり訂正します。 第11条 事業者は、本施設の設計及び建設の履行を保証するため、本契約の締結と同時に、本施設の引渡しまでの間、次の各号に掲げるいずれかの方法による保証を付さなければならない。ただし、第5号の場合においては、事業者が別途定める履行保証保険契約を締結した後、又は建設企業、設計企業若しくは工事監理企業をして別途定める履行保証保険契約を締結せしめた後、県を被保険者としたときは、直ちにその保険証券を県に提出しなければならない。また、事業者、建設企業、設計企業若しくは工事監理企業を被保険者とした場合は、事業者の負担により、その保険金額請求権に、本契約に定める違約金支払債権を被担保債権とする質権を県のために設定しなければならない。 （1）契約保証金の納付 （2）契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供 （3）本施設の整備に係る業務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する銀行又は県が確実と認める金融機関若しくは保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。）の保証 （4）本施設の整備に係る債務の履行を保証する工事履行保証証券による保証 （5）本契約に定める債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結 2 前項に定める保証の金額が、本施設の設計及び建設の履行を保証するときは、本事業のサービス対価のうち設計・建設業務に係る金額の100分の10以上に相当する金額とする。

No.	該当資料	確認したい内容・その背景・主旨	回答
10	質問回答No. 88	設計・建設業務に、外構植栽サイン等整備費、設計委託、展示ケース等備品類や展示用ICT機器・音響・ディスプレイ等システムの整備費用が含まれている、との理解で宜しいでしょうか	施設整備費に含まれております。
11	質問回答No. 95, 96	「事務所及び収蔵品等移転に関する業務」について、要求水準書より、事業者の業務は、移転計画作成><協議（経営戦略会議）・移転計画の決定>>輸送手配>梱包>輸送>開梱>収納・設置、とあり、小学生招待の「バスの輸送手配」だけではないため、貨物自動車運送事業法から、事業者側で業務をする場合は資格を有する者の参画が必要でしょうか。または、構成員が貨物取次事業者として、資格を有する運送業者に委託する取次委任、という形態でも可能でしょうか	ご質問の事務所及び収蔵品等に関する業務に関する業務プロセスの記載は、移転計画案作成から収納・設置までの各業務をSPCに委ねる意図で記載したものです。これらの業務を実際に実施するにあたって、事業者、構成員又は協力企業が、①自らこれを行うか、又は②別途、資格を有する運送事業者に業務を委託し自らは当該運送事業者に対する業務の取次ぎを行うかは、いずれも差し支えありませんが、事業契約書（案）第3条に定めるとおり、法令を遵守して事業を実施してください。
12	質問回答No. 116	レストラン・カフェ、ショップは「使用許可不要」とのことですが、これは行政財産使用料が発生しないということでしょうか。	レストラン・カフェ、ミュージアムショップは必須事業です。そのため、これらの施設の設置、使用にあたって県の使用許可は不要であり、また行政財産使用料の徴収は想定しておりませんので、その前提においてご提案ください。
13	質問回答No. 116、117	ミュージアムショップ、飲食施設等の賃料減免について「鳥取県行政財産使用料条令第3条、鳥取県公有財産事務取扱規則第15条によります。」とあります。鳥取県公有財産事務取扱規則第15条(6)では「県の施策として県の要請により使用させるとき」は減免の対象となると定められております。本事業の必須業務であることから賃料は全額免除されるものとの理解でよろしいでしょうか。	レストラン・カフェ、ミュージアムショップは必須事業です。そのため、これらの施設の設置、使用にあたって県の使用許可は不要であり、また行政財産使用料の徴収は想定しておりませんので、その前提においてご提案ください。
14	質問回答No. 116	後段について、使用許可申請手続きのみ不要となるものであり、使用料は発生するというのでしょうか。	レストラン・カフェ、ミュージアムショップは必須事業です。そのため、これらの施設の設置、使用にあたって県の使用許可は不要であり、また行政財産使用料の徴収は想定しておりませんので、その前提においてご提案ください。
15	質問回答No. 119、330	本事業も博物館と同じく、喫茶以外の来館者休憩スペースとして使用できる設えとした場合、許可対象面積から除外され、当該部分の使用料は発生しないとの理解でよろしいでしょうか。	レストラン・カフェ、ミュージアムショップは必須事業です。そのため、これらの施設の設置、使用にあたって県の使用許可は不要であり、また行政財産使用料の徴収は想定しておりませんので、その前提においてご提案ください。
16	質問回答No. 149	総括責任者は「特段の事情がない限り、特別目的会社の代表取締役を想定」しているとの回答がありますが、総括責任者は必ずしもSPCの代表取締役でなくとも構わないとの理解でよろしいでしょうか。また、総括責任者を施設整備期間は代表企業である建設会社から、維持管理・運営期間運営企業からそれぞれ専任することは可能との理解でよろしいでしょうか。	総括責任者についてはあらゆるリスクの検討について責任を有することを踏まえてご提案ください。
17	質問回答No. 154	指定管理者として収受しなければならない収益について、具体的にご教示ください	年次報告書に記載する管理施設の利用に係る料金の収入の実績及び管理施設の経費の収支状況は、本施設の供用開始（開館）日以降に発生する本施設の指定管理業務に関し、指定管理者として収受しなければならない収益を記載していただく必要がありますが、レストランやミュージアムショップの運営を別の事業者運営委託し収支についても別の事業者が計上される場合、SPCの売上計上等を行う必要はありません。ただし、利用料金（入館料、貸館料等）については、指定管理者として自ら収受すべきものであり、例え、代行収受（窓口で代わりに受け取る）を別の事業者運営委託しても計上していただく必要があります。
18	質問回答No. 158、173	回答No. 173で「統括マネージャーは施設完成後の常駐が求められているか」との質問に「ご理解のとおりです」と回答がありましたが、回答No. 158では「統括マネージャーは、あくまで美術館開館後の運営を想定し提案されることを想定」との回答があります。統括マネージャーは施設完成後ではなく開館（供用開始）日から常駐するという理解でよろしいでしょうか。	統括マネージャーの常駐開始は、施設の完成後となります。一方で、事業契約の締結後すぐに開館準備業務を開始することにもご留意ください。
19	質問回答No. 164	実施方針への回答にありましたとおり、経営戦略会議においては、事業者の予算に基づき協議が行われるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
20	質問回答No. 244	開館準備期間中は来館者がなく、運営開始後とは使用状況が大きく異なります。要求水準に沿った施設の維持管理を前提に、開館準備期間における人員体制ほか、事業者が手配・対応すべき業務内容は、運営開始以降と必ずしも同じとする必要はないという理解でよろしいでしょうか。	要求水準を充足している限りにおいて、ご理解のとおりです。
21	質問回答No. 245	移転すべき什器・備品への保険の付保は県が加入するとの理解で宜しいでしょうか	移転すべき什器・備品に対して保険を付保するかどうかは、事業者のご提案に委ねます。
22	質問回答No. 245	移転すべき什器・備品について、事業者はどこから移転すれば良いのでしょうか	開館準備業務における移転すべき什器・備品は、令和元年7月23日に公表した業務要求水準書別添資料21「開館準備業務・移転作業の想定」に記載のとおり、鳥取県立博物館（鳥取市東町）並びに鳥取県立博物館倉庫（緑風高校倉庫（鳥取市湖山町南））から、鳥取県立美術館（倉吉市駄経寺町）までの移転となります。
23	質問回答No. 257	修繕業務について、実施方針等に関する質問（No122）では、「事業期間中に発生する修繕は、県の帰責事由、不可抗力を除き、全て事業者の事業範囲とする」と回答されましたが、一方、入札説明書等に関する質問（No. 257）では、「計画修繕については提出した長期修繕計画の範囲内で実施する」と回答されました。もし、計画修繕に記載されていない（提案していない）修繕を必要とした場合、県の負担で実施いただけるとの理解でよろしいでしょうか。	令和元年4月26日に公表した鳥取県立美術館（仮称）整備運営事業実施方針等に関する質問・意見に対する回答No. 122にてお答えし、要求水準書にも記載しておりますとおり、事業期間中に発生する修繕業務は、県の帰責事由、不可抗力を除き、全て事業者の事業範囲とします。併せて、令和元年8月21日に公表した鳥取県立美術館整備運営事業の入札説明書等に関する質問への回答（第2回目）No. 257にてお答えしたとおり、「計画修繕については提出した長期修繕計画の範囲内で実施するもの」とも認識しておりますので、長期修繕計画には必要となるすべての大規模修繕（計画修繕）を記載していただく必要があります。したがって、御質問のように、何らかの理由により長期修繕計画に記載されていない計画修繕を必要とすることとなった場合、長期修繕計画の内容が不十分なものであったと考えられますので、県の帰責事由、不可抗力によるものを除き、事業者の事業範囲とします。ただし空調関係についての更新は事業範囲から除外しています。

No.	該当資料	確認したい内容・その背景・主旨	回答
24	質問回答No. 276	要求水準書P. 89にある除雪作業について、「『開館時間までに除雪を行なうこと』が場合によって困難となるケースが想定されるので、『迅速に除雪作業を行なうこと』に変更できないか」という質問に対して「ご理解のとおりです」とご回答があります。8月21日付け追加回答や要求水準書の修正はありませんでしたが、今後要求水準書を修正いただくとの理解でよろしいでしょうか。	ご指摘により、業務要求水準書「V 4 (5) e ア」を次のとおり訂正します。 「・ 事業者は積雪及び大雪予報がある際、運営に支障が出ないために迅速に除雪を行う。 ・ 特に来館者・職員等の歩行動線・車両通行に支障がないようにすること。 ・ なお、除雪を行う判断基準は、下記による。 ・ 積雪が10cm以上で今後さらに積雪があると予想される場合。 ・ 大雪警報や注意報の発令により、相当量の積雪が予想される場合 ・ その他発注者において、除雪の必要を認めた場合 ・ 除雪に必要な除雪機・スコップ等の資材・燃料を準備すること。」
25	質問回答No. 280	2時間ごとの巡回警備を含む有人警備の体制は事業者の提案とさせていただきますでしょうか。	美術品の保全、他館からの借用条件等も勘案し、夜間も含めた有人体制での警備については、業務要求水準書の原案のとおりとします。ただし、夜間（閉館後）の巡回については事業者提案に委ねることとします。なお、夜間（閉館後）の巡回については、各室の施錠状況の確認、館内及び敷地内の異常の発見を主たる目的とすることとし、具体的な巡回時間については、事業者選定後の協議によることとします。 併せて、業務要求水準書「V 4 (7) ② g」を次のとおり訂正します。 「・ 施設内を巡回し、施設内の事故、施設の損壊、資料の損壊や盗難の予防・通報を行う。 ・ 開館中は少なくとも2時間ごとに、閉館後は各室の施錠状況の確認、館内及び敷地内の異常の発見を主たる目的として敷地内を巡回警備すること。 ・ 施設内の事故、施設の損壊、資料の損壊や盗難の予防及び作品に対するいたずら、落書きの防止に努めること。 ・ 事故の発生、不審者の施設侵入、盗難、破壊行為の早期発見に努めること。 ・ 事故や事件等が発見された場合、県及びその他必要な機関に対し迅速に通報すること。」
26	質問回答No. 313	消耗品等の購入は事業者が行い、サービス対価に積算する、とのことですが、トラックレコードがないことから、消耗品等費を定期見直しすることは双方にとってメリットがあると考えますが、いかがでしょうか。学芸業務に係る消耗品等について、過去の実績に基づいた金額を予算計上しているとのことですが、具体的な金額をご教示いただきたい。	企画展関連イベントや教育普及事業の消耗品費については、過去の実績等を勘案しサービス対価に計上しており、その実施については経営戦略会議で協議を行うことを想定しています。
27	質問回答No. 313	図録の複写権センターへの登録費用はどのように考えているか。	著作権使用料は展覧会業務、普及事業の経費に含めております。金額については、ご心配のような高額ではありません。
28	質問回答No. 313	想定される消耗品のイメージをご教示ください。講演会セミナー、ワークショップ、こどもミュージアムに関しても併せてお願いします。	鳥取県において定めている「備品」ではなく、「消耗品」の定義に沿っています。事業の性質上、大量に入手しなければいけない美術用品を前提として考えております。
29	質問回答No. 321	県内の小学4年生全員のバス招待にかかるSPCの事業範囲は「バス手配」までであり、バス会社に支払う委託料はサービス対価の範囲外との理解でよろしいでしょうか	バス会社に支払う委託料はサービス対価の範囲内とさせていただきます。
30	質問回答No. 321	要求水準書の記載について検討・修正いただけるか。	業務要求水準書「VI. 3. (3) ① b. イ。」のプロセスを下記のとおり訂正します。 「 <u>県内小学生の招待計画立案</u> ><協議(経営戦略会議)>・招待小学校の決定>>各小学校と来館スケジュール調整>バス手配>来館対応(鑑賞プログラム等の実施)>記録撮影>振り返り>支払」
31	質問回答No. 321	「光熱水費及び燃料費」について、燃料費は(ガソリン代ではなく)A重油を想定、とありますが、県貸与の公用車のガソリン代の取り扱いについてご教示ください。また、バス招待によるガソリン代は考慮しなくて良いとの理解で宜しいでしょうか(NO325, NO727)	実績払いする光熱水費及び燃料費は、独立採算事業を除く美術館内で生じる電気、ガス、水道の料金及び冷暖房に必要な燃料に係る費用とし、事業契約書(案)「別紙3 3 (2)」を以下のとおり訂正します。 「事業者は、各四半期の業務終了時に四半期活動報告書を提出する。県は「別紙4 業績監視要領」に基づき、当該四半期活動報告書の受領後10日以内に、当該四半期の業務が業務要求水準書に従って行われたかを確認するための検査を行い、当該検査の結果とともに、当該四半期の支払金額を通知する。事業者は当該支払金額を記載した適法な請求書を発行し、その受領後30日以内に到来する任意の日に、県が支払を行う。第1回の支払は令和2年4～6月分とし、以降、1月～3月分、4月～6月分、7月～9月分、10月～12月と3か月ごと、事業期間中全80回払いとする。 なお、独立採算事業を除く美術館内で生じる光熱水費(電気、ガス、水道の料金)及び冷暖房に必要な燃料費については、開館準備期間中は実績に基づき精算するものとし、事業者は各四半期の業務終了後に適法な請求書を発行し、その受領後30日以内に到来する任意の日に、他の開館準備の対価とともに県が支払を行う。開館以降県が事業者を支払う対価は、当初3年間の独立採算事業を除く美術館内で生じる光熱水費(電気、ガス、水道の料金)及び冷暖房に必要な燃料費の実績値を基に算出される額とし、他の維持管理・運営の対価とともに県が支払を行う。 また、開館後3事業年度間において、事業者による光熱水費等の概算払いを実績で精算し、県が事業者を支払う。」 なお、燃料費のうち公用車や招待バスのガソリン代等は含まない整理とし、実績払の対象とするのは県立博物館の実績からA重油を想定しています。
32	質問回答No. 327	「指定管理者として収受しなければならない収益」とは、つまりレストラン・ショップの売上を指す(SPCの売上にレストラン売上を計上することが必須)のでしょうか。	年次報告書に記載する管理施設の利用に係る料金の収入の実績及び管理施設の経費の収支状況は、本施設の供用開始(開館)日以降に発生する本施設の指定管理業務に関し、指定管理者として収受しなければならない収益を記載していただく必要がありますが、レストランやミュージアムショップの運営を別の事業者運営委託し収支についても別の事業者が計上される場合、SPCの売上計上等を行う必要はありません。ただし、利用料金(入館料、貸館料等)については、指定管理者として自ら収受すべきものであり、例え、代行収受(窓口で代わりに受け取る)を別の事業者へ委託しても計上していただく必要があります。
33	質問回答No. 328	附帯事業・任意事業についてのペナルティは業績監視対象(事業契約書別紙4)とのことですが、例えばレストランの不営業は、レベル2の要求水準未達と判断されるのでしょうか	不営業の理由、回数等によるところがあり、画一的には判断するものではありません。ご指摘の場合において、レベル2に該当するような「要求水準未達の頻発」となる事象を回避すべく、事業実施期間中においては、県と事業者との間で緊密な協議を行っていきたいと考えております。
34	質問回答No. 336	質問回答では、写真収蔵庫の乾球温度を15±1℃としているが、温度制御としてはかなり厳しく、国立美術館でも±2℃の条件としている。17±2℃であればコスト削減の観点からもより縮減できる提案を行うことができる。	業務要求水準書「別紙1 各室諸元表」及び「別添資料17 什器備品及び映像音響機器リスト」にの写真収蔵庫廻りの温湿度は、以下のとおり訂正します。 「写真収蔵庫前室：夏季22℃±1℃、55%±5% 冬季18℃±1℃、55%±5% 写真収蔵庫：夏季・冬季とも17℃±2℃、50%±5% プレハブ冷蔵庫：庫内温度10℃±1℃・湿度45±5%が保てるもの」 温度設定を上げ、それに応じて湿度設定を下げることで、コスト削減にも対応し、かつ作品保全上も好都合の環境になると認識しております。

No.	該当資料	確認したい内容・その背景・主旨	回答
35	質問回答No. 351	ガス消火設備は炭酸ガスの場合、人の出入りがある場所や資料に二次被害の可能性があります。ガスの種別について炭酸ガス以外の種別も検討してもよろしいですか。	ガスの種別については、作品および人体にできるだけ悪影響を与えないものを選定する主旨で、炭酸ガス以外の種別を検討しても良いこととします。
36	質問回答No. 359	展示ケースの納品実績について、契約書や納品書等の書類の提出のタイミングについて、いつを想定していますでしょうか	「過去5年間に重要文化財を有する国公立の博物館・美術館施設へ同等品エアタイト展示ケースの納品実績を有すること。」に関する契約書や納品書等の書類は、提案書とあわせて提出してください。
37	質問回答No. 391	移転作業の積算について、これまで提供した情報をご確認ください、とありますが、民間事業者のノウハウに関するものではないにも関わらず、考え方によってはコストに大きな差がつく可能性があります。公平性、競争性を確保するためにも、一定額を見込むなどの措置を取っていただけませんか。	複数社の見積りによると、平均額が30,000千円程度となっておりますので参考情報として示します。
38	質問回答No. 446	提出する提案書について、構成員・協力企業の社名は非表示である前提として、対話資料と同様に關心表明先についても社名を非表示とする必要があるのか。表示させることについて検討いただきたい。	提案書本文においては企業名につき、マスキングは必須としますが、添付書類（關心表明書等）については企業名のマスキングは不要です。 なお、提案書本文についても企業名の明示ではなく、当該企業の事業内容や技術等により、關心表明書の意義等を充足するような表現は可能であると想定しております。
39	質問回答No. 446	「『關心表明書』などの書類を添付することは可能」か、との質問に対して、「提出は可能ですが、提出時には企業名が明らかとならないよう、全てにマスキング処理等を施してください」とご回答いただきましたが、關心表明書を提出する企業名までマスキングをしてしまうと添付の意義がなくなってしまうので応募グループ以外の企業名は提案書本文への記載は可能で、添付書類でのマスキングは不要との理解でよろしいでしょうか。	提案書本文においては企業名につき、マスキングは必須としますが、添付書類（關心表明書等）については企業名のマスキングは不要です。 なお、提案書本文についても企業名の明示ではなく、当該企業の事業内容や技術等により、關心表明書の意義等を充足するような表現は可能であると想定しております。
40	質問回答No. 489	例えば、コンテンツの更新等の陳腐化に対応する業務は含まれますでしょうか。	データベースとしてのアーカイビングそのものは別途、県の事業として行う予定であります。なお、アーカイビングに関するコンテンツ利用については、事業者からのご提案に委ねます。
41	質問回答No. 540	県が被保険者とされている場合に、事業者には保険金請求権に対する県への質権設定が求められています。しかし、県が被保険者とされている場合には、県が保険金請求権を有しており、事業者は被保険者でなければ保険金請求権を有しません。県が被保険者とされているのであれば、事業者を被保険者とするのではないと理解しておりますので、本項は事業者自らに有しない保険金請求権に県のための質権の設定を義務付けており、そもそも遵守不可能な建付けとなっていると思いますが、いかがでしょうか。	ご指摘を踏まえ、事業契約書（案）第11条を以下のとおり訂正します。なお、併せて、質問回答No. 78もご参照ください。 第11条 事業者は、本施設の設計及び建設の履行を保証するため、本契約の締結と同時に、本施設の引渡しまでの間、次の各号に掲げるいずれかの方法による保証を付さなければならない。ただし、第5号の場合においては、事業者が別途定める履行保証保険契約を締結した後、又は建設企業、設計企業若しくは工事監理企業をして別途定める履行保証保険契約を締結せしめた後、県を被保険者としたときは、直ちにその保険証券を県に提出しなければならず、また、事業者、建設企業、設計企業若しくは工事監理企業を被保険者とした場合は、事業者の負担により、その保険金額請求権に、本契約に定める違約金支払債権を被担保債権とする質権を県のために設定しなければならない。 （1）契約保証金の納付 （2）契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供 （3）本施設の整備に係る業務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する銀行又は県が確実と認める金融機関若しくは保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。）の保証 （4）本施設の整備に係る債務の履行を保証する工事履行保証証券による保証 （5）本契約に定める債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結 2 前項に定める保証の金額が、本施設の設計及び建設の履行を保証するときは、本事業のサービス対価のうち設計・建設業務に係る金額の100分の10以上に相当する金額とする。
42	質問回答No. 578	「発注者が引渡しを受ける際に瑕疵があることを知ったときは、事業者が当該瑕疵があることを知っていた場合を除き、その旨を直ちに事業者へ通知しなければ瑕疵担保請求できない」旨の規定は追加されていませんので、修正対応のほどお願いします。	ご指摘を踏まえ、「発注者が引渡しを受ける際に瑕疵があることを知ったときは、事業者が当該瑕疵があることを知っていた場合を除き、その旨を直ちに事業者へ通知しなければ瑕疵担保請求できない」旨の規定を追加することとします。
43	質問回答No. 594	後日の回答の公表がされておきませんので、回答ください	年次報告書に記載する管理施設の利用に係る料金の収入の実績及び管理施設の経費の収支状況は、本施設の供用開始（開館）日以降に発生する本施設の指定管理業務に関し、指定管理者として収受しなければならない収益を記載していただく必要がありますが、レストランやミュージアムショップの運営を別の事業者へ運営委託し収支についても別の事業者が計上される場合、SPCの売上計上等を行う必要はありません。ただし、利用料金（入館料、貸館料等）については、指定管理者として自ら収受すべきものであり、例え、代行収受（窓口で代わりに受け取る）を別の事業者へ委託しても計上していただく必要があります。 なお、レストラン・カフェ、ミュージアムショップは必須事業です。そのため、これらの施設の設置、使用にあたって県の使用許可は不要であり、また行政財産使用料の徴収は想定しておりませんので、その前提においてご提案ください。
44	質問回答No. 594	N0, 154の考え方と同様と捉えてよろしいでしょうか。	年次報告書に記載する管理施設の利用に係る料金の収入の実績及び管理施設の経費の収支状況は、本施設の供用開始（開館）日以降に発生する本施設の指定管理業務に関し、指定管理者として収受しなければならない収益を記載していただく必要がありますが、レストランやミュージアムショップの運営を別の事業者へ運営委託し収支についても別の事業者が計上される場合、SPCの売上計上等を行う必要はありません。ただし、利用料金（入館料、貸館料等）については、指定管理者として自ら収受すべきものであり、例え、代行収受（窓口で代わりに受け取る）を別の事業者へ委託しても計上していただく必要があります。 なお、レストラン・カフェ、ミュージアムショップは必須事業です。そのため、これらの施設の設置、使用にあたって県の使用許可は不要であり、また行政財産使用料の徴収は想定しておりませんので、その前提においてご提案ください。
45	質問回答No. 599	事業契約の別紙5（保険）の第2項では「開館準備企業」が削除されましたので（No. 185及び質問回答別紙を参照）、53条第1項でも「開館準備企業」は削除されるべきと思いますが、いかがでしょうか。（入札説明書等の訂正表 事業契約書（案）No. 19）	ご指摘を踏まえ、事業契約書（案）第53条を以下のとおり訂正します。 第53条 事業者又は維持管理企業、運営企業は、指定期間中、維持管理及び運営業務等を行う上で想定される損害をてん補するため別紙5に規定する保険に加入し、その保険料を負担しなければならない。
46	質問回答No. 621	後日の回答の公表がされておきませんので、回答ください	原案のとおりとします。
47	質問回答No. 621	他の事由と同様、重大な違反としていただけますでしょうか。	原案のとおりとします。

No.	該当資料	確認したい内容・その背景・主旨	回答
48	質問回答No. 627、630、634、640	契約解除の際の違約金の対象について、設計・建設のサービス対価、維持管理・運営のサービス対価ではなく、内閣府のガイドラインを超えて、あまりに過剰に設定している理由や考えをお示してください	<p>ご指摘を踏まえ、事業契約書（案）第91条第1項第1号、第2号を下記のとおり訂正します。</p> <p>「（１）本契約が第41条第1項に基づく本施設の引渡しの前に解除されたときは、本事業のサービス対価のうち設計・建設業務に係る金額の100分の10に相当する額 （２）本契約が第41条第1項に基づく本施設の引渡し後に解除されたときは、当該解除が生じた事業年度のサービス対価のうち維持管理業務及び運営業務に係る金額の100分の10に相当する額」</p> <p>また、併せて、事業契約書（案）第91条第7項を下記のとおり訂正します。</p> <p>「事業者が第80条第2項各号のいずれかに該当したときは、県が本契約を解除するか否か、又は第48条に定める指定管理者の指定を取り消すか否かにかかわらず、県は、次の各号に定める場合に並び、当該各号に定める金額の違約金を県が指定する期間内に支払うことを事業者に請求できるものとする。なお、事業者が第80条第2項各号のいずれかに該当したことによって県に発生した損害額が、本項に定める違約金の額を上回る場合、事業者は、その超過額を県の請求するところによって支払うものとする。 （１）第41条第1項に基づく本施設の引渡しの前に事業者が第80条第2項各号のいずれかに該当したときは、本事業のサービス対価のうち設計・建設業務に係る金額の100分の10に相当する額 （２）第41条第1項に基づく本施設の引渡し後に事業者が第80条第2項各号のいずれかに該当したときは、当該解除が生じた事業年度のサービス対価のうち維持管理業務及び運営業務に係る金額の100分の10に相当する額」</p>
49	質問回答No. 627	本施設引渡し前の事業者事由による契約解除違約金が、サービス対価全額の10%では金額が過大と思料します。8月21日付け追加回答では「現時点においては、原案のとおりとします」と回答いただきましたが、内閣府のPFIガイドラインである「契約に関するガイドライン」P.111では、施設整備費の10%と示されており、参加資格申請で既に施工能力と実績があることが審査されていることも踏まえ施設整備費の10%としていただけませんか。	<p>ご指摘を踏まえ、事業契約書（案）第91条第1項第1号、第2号を下記のとおり訂正します。</p> <p>「（１）本契約が第41条第1項に基づく本施設の引渡しの前に解除されたときは、本事業のサービス対価のうち設計・建設業務に係る金額の100分の10に相当する額 （２）本契約が第41条第1項に基づく本施設の引渡し後に解除されたときは、当該解除が生じた事業年度のサービス対価のうち維持管理業務及び運営業務に係る金額の100分の10に相当する額」</p> <p>また、併せて、事業契約書（案）第91条第7項を下記のとおり訂正します。</p> <p>「事業者が第80条第2項各号のいずれかに該当したときは、県が本契約を解除するか否か、又は第48条に定める指定管理者の指定を取り消すか否かにかかわらず、県は、次の各号に定める場合に並び、当該各号に定める金額の違約金を県が指定する期間内に支払うことを事業者に請求できるものとする。なお、事業者が第80条第2項各号のいずれかに該当したことによって県に発生した損害額が、本項に定める違約金の額を上回る場合、事業者は、その超過額を県の請求するところによって支払うものとする。 （１）第41条第1項に基づく本施設の引渡しの前に事業者が第80条第2項各号のいずれかに該当したときは、本事業のサービス対価のうち設計・建設業務に係る金額の100分の10に相当する額 （２）第41条第1項に基づく本施設の引渡し後に事業者が第80条第2項各号のいずれかに該当したときは、当該解除が生じた事業年度のサービス対価のうち維持管理業務及び運営業務に係る金額の100分の10に相当する額」</p>
50	質問回答No. 627	違約金の水準について見直しをお願いします。	<p>ご指摘を踏まえ、事業契約書（案）第91条第1項第1号、第2号を下記のとおり訂正します。</p> <p>「（１）本契約が第41条第1項に基づく本施設の引渡しの前に解除されたときは、本事業のサービス対価のうち設計・建設業務に係る金額の100分の10に相当する額 （２）本契約が第41条第1項に基づく本施設の引渡し後に解除されたときは、当該解除が生じた事業年度のサービス対価のうち維持管理業務及び運営業務に係る金額の100分の10に相当する額」</p> <p>また、併せて、事業契約書（案）第91条第7項を下記のとおり訂正します。</p> <p>「事業者が第80条第2項各号のいずれかに該当したときは、県が本契約を解除するか否か、又は第48条に定める指定管理者の指定を取り消すか否かにかかわらず、県は、次の各号に定める場合に並び、当該各号に定める金額の違約金を県が指定する期間内に支払うことを事業者に請求できるものとする。なお、事業者が第80条第2項各号のいずれかに該当したことによって県に発生した損害額が、本項に定める違約金の額を上回る場合、事業者は、その超過額を県の請求するところによって支払うものとする。 （１）第41条第1項に基づく本施設の引渡しの前に事業者が第80条第2項各号のいずれかに該当したときは、本事業のサービス対価のうち設計・建設業務に係る金額の100分の10に相当する額 （２）第41条第1項に基づく本施設の引渡し後に事業者が第80条第2項各号のいずれかに該当したときは、当該解除が生じた事業年度のサービス対価のうち維持管理業務及び運営業務に係る金額の100分の10に相当する額」</p>
51	質問回答No. 642	後日の回答の公表がされておきませんので、回答ください	事業契約書（案）第93条第1項は、県と事業者との事業者が本事業の実施について合理的な増加費用及び損害が発生した場合の、県と事業者との負担関係を定めたものです。サービス対価の変更については、個別具体的に検討することとなります。
52	質問回答No. 653	No650で修正された96条第3項但書（「利用者によって生じた本施設の損害は事業者負担とされている。」）、及びNo652の回答から、第三者の責めに帰すべき事由が不可抗力の定義に該当しない場合には、当該第三者の責めに帰すべき事由により発生した本施設の損害は、事業者の負担となる、ということでしょうか。	ご理解の状況となる可能性もあります。
53	質問回答No. 689	水光熱費について「4年目以降は、当初3年間の実績値に基づきサービス対価の再算定」を行うとありますが、提案時点で著しく安価な提案をした場合の評価はどうなりますか	事業者からの提案内容に対して、実現可能性があるかという観点から審査員が評価します。
54	質問回答No. 689	事業契約書別紙3.1「サービス対価の構成」内訳表が修正されるという理解でよろしいでしょうか。	光熱水費はサービス対価には含まれます。サービス対価の内訳のいずれに含めるかはご提案に委ねます。
55	質問回答No. 697	回答は「提案により予算措置を行う」ということですが、質疑で示された事例は、質疑通りに支払いが行われるということでしょうか	令和元年8月21日に公表した鳥取県立美術館整備運営事業の入札説明書等に関する質問への回答（第2回目）No. 708に記載のとおり、予算設定の関係により基準金利の決定時期を6ヵ月前としており、かかる場合には例示のような支払いが可能となります。しかしながら、基準金利の決定時期を引渡し日の2営業日前とし、かつ、金利が上昇し債務負担行為の議決枠を超えた場合には債務負担行為の改要求が必要となるため、例示の場合であれば6月議会議決後の7月頃が第1回目の支払いとすることが想定されます。 第2回重点対話で上記の考え方についてのご希望をお聞かせいただきたいと思います。

No.	該当資料	確認したい内容・その背景・主旨	回答
56	質問回答No. 697	サービス対価の支払いに関する第1回目の支払い時期について、令和6年3月に引渡した後に支払われる一括払い分の支払い時期と、割賦元本及び割賦金利の第1回目の支払い時期は、令和6年4月となるとの理解で宜しいでしょうか	令和元年8月21日に公表した鳥取県立美術館整備運営事業の入札説明書等に関する質問への回答（第2回目）No. 708に記載のとおり、予算設定の関係により基準金利の決定時期を6ヵ月前としており、かかる場合には例示のような支払いが可能となります。しかしながら、基準金利の決定時期を引渡し日の2営業日前とし、かつ、金利が上昇し債務負担行為の議決枠を超えた場合には債務負担行為の改要求が必要となるため、例示の場合であれば6月議会議決後の7月頃が第1回目の支払いとすることが想定されます。 第2回重点対話で上記の考え方についてのご希望をお聞かせいただきたいと思いますと考えます。
57	質問回答No. 699	社会資本整備総合交付金（暮らし・にぎわい再生事業）にかかる補助金相当額について、提案時の額と、国土交通省に確認して得られた額とが異なった場合、借入金額が変更するなど、事業計画の変更が考えられますが、その場合の対応についてご教示ください	実際に補助金が交付決定されるか否かにかかわらず、事業者に対しては、事業契約書で定めた金額を支払うこととしております。
58	質問回答No. 704	消費税込の割賦元本に対して金利計算することを前提に元利均等とする提案としても構わないとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
59	質問回答No. 708	基準金利の決定時期について、約6か月間の金利変動リスクを事業者が負うことになり、その対応として提案スプレッドに上乗せ反映することとなり、県にとってもデメリットになりますが、それでも良いとの理解で宜しいでしょうか	令和元年8月21日に公表した鳥取県立美術館整備運営事業の入札説明書等に関する質問への回答（第2回目）No. 708に記載のとおり、予算設定の関係により基準金利の決定時期を6ヵ月前としております。しかしながら、基準金利の決定時期を引渡し日の2営業日前とし、かつ、金利が上昇し債務負担行為の議決枠を超えた場合には債務負担行為の改要求が必要となるため、第1回目の支払いが後ろ倒しとなってしまう可能性があります。 第2回重点対話で上記の考え方についてのご希望をお聞かせいただきたいと思いますと考えます。
60	質問回答No. 708	基準金利の決定日が施設引渡しの6か月前となっておりますが、金利変動リスクを事業者が負うため、提案金利を上乗せするため入札価格があがってしまうものと思料します。PFIでの基準金利の決定日は、本施設引渡し日の2営業日前が多く採用されており、内閣府のPFIガイドラインである「契約に関するガイドライン」P.19でも「基準日を融資金融機関等により貸出金利が確定される日に出来るだけ近接した日に設定する考え方もある。」とされていますので再考をお願いいたします。	令和元年8月21日に公表した鳥取県立美術館整備運営事業の入札説明書等に関する質問への回答（第2回目）No. 708に記載のとおり、予算設定の関係により基準金利の決定時期を6ヵ月前としております。しかしながら、基準金利の決定時期を引渡し日の2営業日前とし、かつ、金利が上昇し債務負担行為の議決枠を超えた場合には債務負担行為の改要求が必要となるため、第1回目の支払いが後ろ倒しとなってしまう可能性があります。 第2回重点対話で上記の考え方についてのご希望をお聞かせいただきたいと思いますと考えます。
61	質問回答No. 708	基準金利設定日が引渡し6か月前とすることによるリスク負担が入札価格に加味されることになってしまいます。当該リスクは県で負担することを検討いただけますでしょうか。引渡し日の2営業日前の基準金利適用をご検討下さい。	令和元年8月21日に公表した鳥取県立美術館整備運営事業の入札説明書等に関する質問への回答（第2回目）No. 708に記載のとおり、予算設定の関係により基準金利の決定時期を6ヵ月前としております。しかしながら、基準金利の決定時期を引渡し日の2営業日前とし、かつ、金利が上昇し債務負担行為の議決枠を超えた場合には債務負担行為の改要求が必要となるため、第1回目の支払いが後ろ倒しとなってしまう可能性があります。 第2回重点対話で上記の考え方についてのご希望をお聞かせいただきたいと思いますと考えます。
62	質問回答No. 713	開館準備期間と運営期間各々の業務費用は大きく異なりますが、それぞれの期間毎に平準化した額が年度のサービス対価として支払われるのでしょうか。	令和元年8月21日に公表した鳥取県立美術館整備運営事業の入札説明書等に関する質問への回答（第2回目）No. 697に記載のとおり、事業契約書（案）「別表1 サービス対価各回支払内訳」に基づき、予算措置を行うことを想定しております。なお、年度内における四半期ごとの支払金額は原則として均等額となります。
63	質問回答No. 726	維持管理・運営業務の対価（修繕業務費用を含む）は維持管理・運営期間中に均等払い、とありますが、備品の更新費や修繕費は毎年度同額ではありません。また、サービス対価を均等に支払われたとしても、SPCでは税金がかかるためプールできず、SPCが委託する維持管理企業も同様です。備品の更新費や修繕費のサービス対価については均等ではなく変動させることで、この懸念を解消できると考えますが、いかがでしょうか	令和元年8月21日に公表した鳥取県立美術館整備運営事業の入札説明書等に関する質問への回答（第2回目）No. 697に記載のとおり、事業契約書（案）「別表1 サービス対価各回支払内訳」に基づき、予算措置を行うことを想定しております。なお、年度内における四半期ごとの支払金額は原則として均等額となります。
64	質問回答No. 727	燃料費とは「バスのガソリン代+A重油」or「A重油」どちらでしょうか。また、バスのガソリン代の「バス」とはなにを指すのでしょうか	小学生の招待におけるバスのガソリン代は、実施方法により異なるものではありませんが、サービス対価に含まれる前提となります。実績払とする燃料費は冷暖房に必要な燃料費として県立博物館の実績からA重油を想定しており、公用車や招待バスのガソリン代等は含めない整理とします。
65	質問回答No. 731	光熱水費及び燃料費も価格変動による見直しをしない考えや理由をお示しください	令和元年8月21日に公表した鳥取県立美術館整備運営事業入札説明書等に関する質問への回答の公表（第2回目）の質問回答No. 488を下記の通り訂正します。 「提案時には開館4年目以降の光熱水費は、当初3年度間の実績をもとに一定額を支払うこととします。」 あわせて、事業契約書（案）「別紙3 3（2）」を以下のとおり訂正します。 「事業者は、各四半期の業務終了時に四半期活動報告書を提出する。県は「別紙4 業績監視要領」に基づき、当該四半期活動報告書の受領後10日以内に、当該四半期の業務が業務要求水準書に従って行われたかを確認するための検査を行い、当該検査の結果とともに、当該四半期の支払金額を通知する。事業者は当該支払金額を記載した適法な請求書を発行し、その受領後30日以内に到来する任意の日に、県が支払を行う。第1回の支払は令和2年4～6月分とし、以降、1月～3月分、4月～6月分、7月～9月分、10月～12月と3か月ごと、事業期間中全80回払いとする。 なお、独立採算事業を除く美術館内で生じる光熱水費（電気、ガス、水道の料金）及び冷暖房に必要な燃料費については、開館準備期間中は実績に基づき精算するものとし、事業者は各四半期の業務終了後に適法な請求書を発行し、その受領後30日以内に到来する任意の日に、他の開館準備の対価とともに県が支払を行う。開館以降県が事業者を支払う対価は、当初3年間の独立採算事業を除く美術館内で生じる光熱水費（電気、ガス、水道の料金）及び冷暖房に必要な燃料費の実績値を基に算出される額とし、他の維持管理・運営の対価とともに県が支払を行う。 また、開館後3事業年度間において、事業者による光熱水費等の概算払いを実績で精算し、県が事業者を支払う。」 なお、燃料費のうち公用車や招待バスのガソリン代等は含めない整理とし、実績払の対象とするのは県立博物館の実績からA重油を想定しています。

No.	該当資料	確認したい内容・その背景・主旨	回答
66	質問回答No. 731	維持管理業務の物価スライドの考え方に準じ、適時サービス対価の見直しをご検討いただけますでしょうか。	令和元年8月21日に公表した鳥取県立美術館整備運営事業入札説明書等に関する質問への回答の公表（第2回目）の質問回答No. 488を下記の通り訂正します。 「提案時には開館4年目以降の光熱水費は、当初3年度間の実績をもとに一定額を支払うこととします。」 あわせて、事業契約書（案）「別紙3 3（2）」を以下のとおり訂正します。 「事業者は、各四半期の業務終了時に四半期活動報告書を提出する。県は「別紙4 業績監視要領」に基づき、当該四半期活動報告書の受領後10日以内に、当該四半期の業務が業務要求水準書に従って行われたかを確認するための検査を行い、当該検査の結果とともに、当該四半期の支払金額を通知する。事業者は当該支払金額を記載した適法な請求書を発行し、その受領後30日以内に到来する任意の日に、県が支払を行う。第1回の支払は令和2年4～6月分とし、以降、1月～3月分、4月～6月分、7月～9月分、10月～12月と3か月ごと、事業期間中全80回払いとする。 なお、独立採算事業を除く美術館内で生じる光熱水費（電気、ガス、水道の料金）及び冷暖房に必要な燃料費については、開館準備期間中は実績に基づき精算するものとし、事業者は各四半期の業務終了後に適法な請求書を発行し、その受領後30日以内に到来する任意の日に、他の開館準備の対価とともに県が支払を行う。開館以降県が事業者を支払う対価は、当初3年間の独立採算事業を除く美術館内で生じる光熱水費（電気、ガス、水道の料金）及び冷暖房に必要な燃料費の実績値を基に算出される額とし、他の維持管理・運営の対価とともに県が支払を行う。 また、開館後3事業年度間において、事業者による光熱水費等の概算払いを実績で精算し、県が事業者を支払う。」 なお、燃料費のうち公用車や招待バスのガソリン代等は含めない整理とし、実績払の対象とするのは県立博物館の実績からA重油を想定しています。
67	質問回答No. 734、735	開館4年目以降の光熱水費と燃料費について、回答No. 735で「供用開始後3年間の平均値と画一的に決まるものではなく、供用開始後3年間の状況を踏まえて、協議により決定することを予定します。」回答No. 734で「設計を踏まえた維持管理費の経済性を評価のポイントとするため、（サービス対価から）除外することは予定していません。」と回答があります。これらの回答から、4年目以降の光熱水費と燃料費については事業者の提案により算出した金額を維持管理・運営の対価に含めることとしつつ、実際には3年間の状況を踏まえて県との協議によって柔軟に対価が決められるとの理解でよろしいでしょうか。	令和元年8月21日に公表した鳥取県立美術館整備運営事業入札説明書等に関する質問への回答の公表（第2回目）の質問回答No. 488を下記の通り訂正します。 「提案時には開館4年目以降の光熱水費は、当初3年度間の実績をもとに一定額を支払うこととします。」 あわせて、事業契約書（案）「別紙3 3（2）」を以下のとおり訂正します。 「事業者は、各四半期の業務終了時に四半期活動報告書を提出する。県は「別紙4 業績監視要領」に基づき、当該四半期活動報告書の受領後10日以内に、当該四半期の業務が業務要求水準書に従って行われたかを確認するための検査を行い、当該検査の結果とともに、当該四半期の支払金額を通知する。事業者は当該支払金額を記載した適法な請求書を発行し、その受領後30日以内に到来する任意の日に、県が支払を行う。第1回の支払は令和2年4～6月分とし、以降、1月～3月分、4月～6月分、7月～9月分、10月～12月と3か月ごと、事業期間中全80回払いとする。 なお、独立採算事業を除く美術館内で生じる光熱水費（電気、ガス、水道の料金）及び冷暖房に必要な燃料費については、開館準備期間中は実績に基づき精算するものとし、事業者は各四半期の業務終了後に適法な請求書を発行し、その受領後30日以内に到来する任意の日に、他の開館準備の対価とともに県が支払を行う。開館以降県が事業者を支払う対価は、当初3年間の独立採算事業を除く美術館内で生じる光熱水費（電気、ガス、水道の料金）及び冷暖房に必要な燃料費の実績値を基に算出される額とし、他の維持管理・運営の対価とともに県が支払を行う。 また、開館後3事業年度間において、事業者による光熱水費等の概算払いを実績で精算し、県が事業者を支払う。」 なお、燃料費のうち公用車や招待バスのガソリン代等は含めない整理とし、実績払の対象とするのは県立博物館の実績からA重油を想定しています。
68	質問回答No. 740、749、752	開館準備業務及び運営費も物価変動による見直しをしない考えや理由をお示しください	開館準備業務については、対象となる業務期間が短いため、物価変動による見直しを行わない影響は限定的であると考えております。また、運営業務については、15年間の事業期間内において事業者において収入を含めて見ていただくことを考えております。
69	質問回答No. 740、749	維持管理業務の物価スライドの考え方に準じ、適時サービス対価の見直しをご検討いただけますでしょうか。	開館準備業務については、対象となる業務期間が短いため、物価変動による見直しを行わない影響は限定的であると考えております。また、運営業務については、15年間の事業期間内において事業者において収入を含めて見ていただくことを考えております。
70	質問回答No. 760	開館準備業務、維持管理業務及び運営業務のいずれかの要求水準未達があると、他の業務のサービス対価が減額されることがある、ということでしょうか。	要求水準の未達をもって直ちに減額とはならず、実施契約書（案）別紙4業績監視要領に従い判定されますが、もしサービス対価の減額となった場合には、他の業務も含めたサービス対価に一定の率を乗じた金額が減額されることとなります。
71		要求水準では、収蔵庫の扉の開口部はエレベータの幅と同様に4,000mmで指定いただいているが、3,500mmとしていただくことは可能か。	収蔵庫の扉の幅は、3.5m以上とします。ただし、搬入用エレベータの開口幅は原文のとおりとします。 併せて、業務要求水準書別添資料1「各室諸元表」の収蔵庫①～③、収蔵庫前室及び一時保管庫の出入口に関する記述を次のとおり訂正します。 「出入口は開口幅3.5m以上、高さ3.5m以上とする。」
72		要求水準書に記載のある社会資本整備総合交付金（暮らし・にぎわい再生事業）以外の補助金について提案をすることは可能か。	本事業においては、「県民ギャラリー」「ホール・レクチャールーム」「ワークショップ・スタジオ」「キッズルーム」「エントランスホール」を「賑わい交流施設」と位置づけ、当該エリアについては社会資本整備総合交付金（暮らし・にぎわい再生事業）を活用することとしていますが、「賑わい交流施設」と「賑わい交流施設以外」を明確にエリア分けしていただき、後者については社会資本整備総合交付金（暮らし・にぎわい再生事業）以外の補助金を活用することを提案していただくことは差し支えありません。 ただし、補助金の活用の提案にあたっては実現可能性を担保していただくため、入札参加者自らが、事前に、 ・施設設備の検討内容（構造、使用する機器・素材等） ・本事業の実施スケジュール ・PFI（BT0方式）により設計・建設から維持管理・運営までの一括発注で実施すること等を各補助金の窓口に説明の上、補助対象外ではないこと、スケジュール的に活用可能であることは確認したうえで提案してください。
73		倉吉市の市有地を利用することについては可能か。	倉吉市の市有地であり、直接事業者から倉吉市に確認していただいて問題ありません。
74		レストラン・カフェ・ショップについて、外部事業者にスペース貸しを行うケースも出てくると思われるが、使用許可は不要であるものの、その際の賃借料については、固定の賃料を何らかの規程に基づいて県に納付する必要はない、ということを確認したい。	レストラン・カフェ、ミュージアムショップは必須事業です。そのため、これらの施設の設置、使用にあたって県の使用許可は不要であり、また行政財産使用料の徴収は想定しておりませんので、その前提においてご提案ください。
75		将来増築についてはどのような整理であるかご教示いただきたい。	現時点において将来増築は想定しておりません。

No.	該当資料	確認したい内容・その背景・主旨	回答
76		契約書ほか、全ての公表資料について、修正版として開示をお願いしたい。	事業契約書（案）、業務要求水準書等については、重点対話終了後に公表する予定です。
77		学芸員との協働に関して 学芸業務について要求水準には明確な区分けがされていません。責任の所在を明確にするという意味で、もっともなことだとは存じますが、協働するからには、もっと共に考え、動くことが出てくると考えています。民間が入るからこそそのノウハウを取り入れるためにも、ボーダーレスな協働を望んでおりますが、開館までの5年間で、そのような関係性を作っていくという考え方は受け入れていただけますでしょうか？	要求水準を作成する上では県と事業者の業務を明確に書き分けておりますが、事業を実施する上においては、よりよい協業関係を期待しております。
78		①イベント考案に係る県との連携 要求水準書 常設展関連イベント、各企画展関連イベント、セミナー・ワークショップ・子どもミュージアムにおける企画業務は県が実施することとなり、SPCは次段階の「経営戦略会議・実施案の決定」に関する協議から参加することとされておりますが、民間のネットワークを活用した提案等を企画段階にて適宜行う機会は想定されておりますでしょうか。地元教育機関と企業のタイアップによる産学連携の教育プログラムやイベント等を、展覧会の趣旨に沿いながら考案できる場合が考えられます。	企画段階から、経営戦略会議における事業者からの提案を期待しております。
79		⑤別添資料1 仮設店舗用倉庫 仮設店舗用倉庫の使い方について、具体的なイメージをご教示ください。	企画展の特設物販ブースの備品などの置き場、物販ブースのバックスペースとして想定しております。
80		⑧別添資料17 壁面展示用ベース照明 県民ギャラリーの展示壁面の照明は、別添資料17記載のスポットライトによる照明を想定されておりますでしょうか。質疑回答より展示室のベース照明は展示替えや清掃等に使用する作業灯りを示すとの回答をいただいております。この為要求水準では固定の壁面用ベース照明は無い仕様となります。県民ギャラリーの使い方を考えると、壁面展示用ベース照明が必要と考えますがいかがでしょうか。	入札説明書等に関する質問に対する回答（令和元年8月21日公表）の質疑番号NO.342において、「ベース照明は、展示替えや清掃点検等に使用する作業灯りを示すと考えて宜しいでしょうか。」との質問に対して、「ご理解のとおりです。」と回答しておりますが、この回答の趣旨はベース照明を展示替えや清掃点検等に使用する作業灯りとしても利用することを肯定したものであり、展示のための利用を否定するものではありません。したがって、県民ギャラリーのみならずすべての展示室において、ベース照明は展示室の通常利用に供する機能を有することとし、各室諸元表に記載の照度・演色性等の要求を充たしていただく必要があります。